

伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和８年度分）交付 要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、原油価格や物価高騰等の影響を受ける中、市内の介護サービス等事業所が安定的な運営を継続することができるよう、予算の範囲内で伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（以下「支援金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において「介護サービス等事業所」とは、次に掲げる事業所であって、この支援金の交付の申請の日（第４条第３号において「申請日」という。）に事業を実施しているもの（事業を休止し、又は法令に基づき事業の停止処分を受けているものを除く。）をいう。

（１） 次に掲げる事業を行う事業所

ア 介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第１項に規定する居宅サービス事業（居宅療養管理指導並びに利用者に利用されていない居室を利用して行う短期入所生活介護及び短期入所療養介護を行う事業を除く。）

イ 介護保険法第８条第14項に規定する地域密着型サービス事業

ウ 介護保険法第８条第24項に規定する居宅介護支援事業

エ 介護保険法第８条第26項に規定する施設サービスを行う事業

オ 介護保険法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス事業（介護予防居宅療養管理指導並びに利用者に利用されていない居室を利用して行う介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を行う事業を除く。）

カ 介護保険法第８条の２第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業

キ 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

ク 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム

(3) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（B型を除く。）

(4) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（前号に規定する有料老人ホームを除く。）

（支援金の交付）

第3条 市長は、次条に規定する者に支援金を交付することができる。

（交付対象者）

第4条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす介護サービス等事業所を運営する事業者とする。

(1) 支援金の交付の申請に係る介護サービス等事業所が市内にあること。

(2) その介護サービス等事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていること。

(3) 令和8年7月1日から申請日までの間で、継続して運営している実績があること。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）

は、伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和8年度分）交付申請書兼請求書（別記様式）にその介護サービス等事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていることが分かる書類を添付して、市長

に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、令和8年9月30日までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することを決定したときは、その旨を申請者に通知し、支援金を交付する。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合又は第4条第1号若しくは第2号の要件を満たさなくなったと認められるときその他支援金を交付することが適当でないと認められる場合は、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告の徴取)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年8月10日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	事業の種類	支援金の額
入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（B型を除く。）、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	60,000円
通所系	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び第1号通所事業	30,000円
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防支援及び第1号訪問事業	30,000円

備考

- この表に規定する訪問系の事業のうち2以上の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業所は、一の介護サービス等事業所とみなす。
- この表に規定する訪問系の事業及び伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和8年度分）交付要綱（令和8年8月10日施行）別表に規定する訪問系の事業を同一の事業者により一体的に運営されている場合については、一の介護サービス等事業所とみなす。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

申請者 名称

代表者職名

代表者氏名

伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和8年度分）交付
申請書兼請求書

伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金の交付を受けたいので、下
記のとおり申請します。

記

1 事業の区分・種類

2 事業所名

3 申請額 円

4 添付書類

5 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所						
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									